

議案第189号

## 静岡市市民による自転車の安全利用の確保に関する条例の一部改正について

静岡市市民による自転車の安全利用の確保に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月17日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市市民による自転車の安全利用の確保に関する条例の一部を改正する条例  
静岡市市民による自転車の安全利用の確保に関する条例（平成28年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第7条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条に次の1項を加える。

5 自転車利用者は、静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成31年静岡県条例第55号。以下「県条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、自転車に関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済（以下「自転車損害保険等」という。）に加入しなければならない。

第11条第1項中「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第2項中「市、」を「市」に改める。

第12条第3項中「ともに」の次に「、県条例第11条第2項の規定に基づき」を加え、「加入するよう努めなければ」を「加入しなければ」に改める。

第15条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「必要な」を「この条例の施行に関し必要な」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。